

地方公共団体実行計画 (地球温暖化対策)

平成 26 年 10 月改訂

長野県上伊那広域水道用水企業団

第 1 章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、防風、台風等による被害も推測されます。

世界の政策決定者に対し正確でバランスの取れた科学的知見を提供する「気候変動に関する政府パネル(IPCC)」は、平成 25 年 9 月に最新の知見をとりまとめた第 5 次評価報告書の第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が 20 世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階での CO₂ の排出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災のエネルギー政策の見直しなどもあり、低酸素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

2 国際的な動きと日本の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992（平成 4 年）年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994（平成 6 年）年には同条約が発効しました。

1997（平成 9）年 12 月には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催され、先進国の温室効果ガス削減目標等を示した「京都議定書」が採択されました。この中で日本については、温室効果ガスの総排出量を「2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年」の第一約束期間に、1990 年レベルから 6%削減することの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、日本では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法）」が 1998（平成 10）年 10 月に公布され、1999（平成 11）年 4 月に施行されています。

同法では、地球温暖化対策への取組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

基本的事項

1. 計画策定の目的

本実行計画は、地球温暖化対策推進法第8条に基づき、企業団の事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むことにより、もって地球温暖化対策を図ることを目的とします。

2. 計画の対象

本実行計画の対象物質は二酸化炭素（CO₂）とします。

なお、排出量は、国策定の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき算定します。

3. 計画の期間

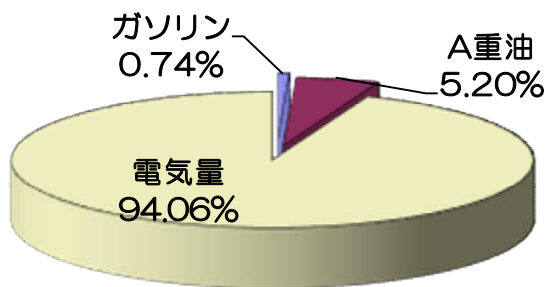
本実行計画の期間は、平成26年度を初年度とし、平成30年度までの5年間とします。計画の策定にあたっては、平成18年度を基準として削減目標を定めます。

4. 計画の範囲

本実行計画の対象範囲は、長野県上伊那広域水道用水企業団の施設に係る事務、事業とします。ただし、民間企業、公益法人等などによる外部委託への請負や委託により実施している事業は、実行計画の対象外としています。

5. 二酸化炭素排出の状況

項 目 (単位)		① 使用量	② 排出係数	排出量(kg-CO ₂) ① × ②	割合 (%)
ガソリン (L)	1号車	1,059	2.32	2,456.88	0.38
	2号車	623		1,445.36	0.22
	4号車	700		1,624.00	0.25
	5号車	559		1,296.88	0.20
	小 計	2,941		6,823.12	1.05
A重油 (L)	暖房用ボイラー	14,700	2.71	39,837.00	6.12
	非常用発電機	680		1,842.80	0.28
	小 計	15,380		41,679.80	6.40
電気量 (kwh)	浄水場	476,405	0.481	229,150.81	35.22
	第1ポンプ場	555,057		266,982.42	41.03
	第2ポンプ場	187,501		90,187.98	13.86
	その他	32,980		15,863.38	2.44
	小 計	1,251,943		602,184.59	92.55
合 計				650,687.51	100.00



計画の目標

1. 温室効果ガス（CO₂）の総排出量に関する削減目標

温室効果ガスの総排出量の目標を、次のとおり定めます。

目 標

基準年（平成18年度）の温室効果ガス総排出量は、651t・CO₂でした。

毎年の温室効果ガス総排出量を、基準年と比較して1%削減することとします。

2. 分野別削減目標

	基準年度 (Kg-CO ₂)	目標値 (Kg-CO ₂)	削減目安	削減率 %
ガソリン	6,823.12	5,663.12	500 (0)	17.0
A 重 油	41,679.80	38,969.80	1,000 (0)	6.5
電 気	602,184.59	599,547.71	5,500(kwh)	0.4
全 体	650,687.51	644,180.63		1.0

具体的取組み

1. 物品等の購入に関する取組

(1) 用紙の購入

- ① コピー用紙は、古紙配合率 50%以上、エコマーク商品の再生紙を購入する。
- ② 紙製品の購入にあたっては、グリーン購入法第6条に定められた判断基準に合致した製品を購入する。
- ③ トイレットペーパーは、古紙配合率の高いものを購入する。

(2) 電気製品等の購入

- ① 蛍光灯は、省エネ蛍光灯などのエネルギー消費効率の高い機器への更新を行う。
- ② OA 機器については、国際エネルギースタープログラム適合製品を購入する。
- ③ 照明機器及び家電製品の購入にあたっては、目的、場所、数量等を検討し、必要最小限にとどめる。

(3) 公用車の購入

- ① 公用車は燃費の良い車種や、法律に基づくエネルギー消費効率を達成している低燃費車を優先的に購入する。

(4) 文具、事務用品の購入

- ① 文具、事務用品等は、原則として（財）日本環境協会エコマーク認定製品（エコマーク）及びグリーン購入法第6条に定められた判断基準に合致した製品（グリーンマーク）を購入する。
- ② 詰替、交換式の製品を購入する。

2. 物品等の使用に関する取組

(1) 用紙の使用に関する取組

- ① コピーは原則として両面印刷とし、不要文書、ミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ② 片側使用済み用紙やミスコピー用紙の裏面の有効利用（内部回覧用資料等）を図る。
- ③ 会議資料及び印刷物は必要最低限の部数を作成する。

(2) 電気製品に関する取組

- ① 照明時間の短縮や、不必要の照明器具については、間引き消灯を行う。
- ② 長時間席を離れる時は、パソコンの電源を切る。また、昼休みも必ずパソコンの電源及びコピー機等の電気機器の電源を切る。ただし、支障がある機器は除く。
- ③ 会議室、更衣室、トイレや食堂などの照明は、使用后、必

ず消灯する。

④ 会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。

(3) 公用車に関する取組

① 荷物の積み下ろし、待機時には、エンジンを停止する。(アイドリングストップ運動)

② タイヤの空気圧調整及び定期点検を行う。

③ 合理的な走行ルートを選択する。

④ 急発進、空ふかし、急加速を控え速度制限を励行する。

3. その他

① 職員の地球温暖化対策の取組への理解と実行を促すため、本計画の趣旨その他必要な事項に関する研修を実施する。

② 委託会社及び来庁者等について、本計画に基づく環境配慮の取組についての理解と協力を求める。